

議会基本条例各条文案

【2-6 議長の責務】

A案	議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。
B案	議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求する。